

第 27 回は、前回に引き続き「社会保険労務士法」から社会保険労務士法人その他を解説していきます。

法 25 条の 6…社会保険労務士法人（設立）（法改正）

【条文】

社会保険労務士は、社会保険労務士の業務に規定する業務を行うことを目的として、社会保険労務士が設立した法人を設立することができる。

（原則）紛争解決手続代理業務を除く。

[法改正…平成 28 年 1 月 1 日施行]

改正前	改正後
社会保険労務士は、社会保険労務士の業務に規定する業務を行うことを目的として、 <u>共同して</u> 、社会保険労務士が設立した法人を設立することができる。	社会保険労務士は、社会保険労務士の業務に規定する業務を行うことを目的として、社会保険労務士が設立した法人を設立することができる。

「共同して」とあるので、1 人では
設立不可

「共同して」の文言が外れ
1 人で社会保険労務士法人の設立可能に

今まで個人事業として社会保険労務士業を営んでいた事務所が、法人化により、税法上の優遇措置や法人ということで大手企業との取り組みもし易くなります。

（ただし、法人なので職員を雇えば労働保険、社会保険の加入や代表者の給与が固定になる等の制約も増えてきます。）

名称に関しては、例えば

従来の名称

みんなの社労士事務所

法人化後の名称

社会保険労務士法人 みんなの社労士事務所

名称中に、「社会保険労務士法人」という文字を使用することが義務付けられています。（法 25 条の 7）

次に社会保険労務士法人の社員の資格に進みます。

この法律で言う「社員」とは、経営責任者の意味になります。
一般的に使用される従業員とは異なります。

法 25 条の 8 (社員の資格)

【条文】

- ①社会保険労務士法人の社員は、社会保険労務士でなければならない。
- ②次に掲げる者は、社員となることができない。
 - ・懲戒処分の規定により社会保険労務士の業務の停止の処分を受け、業務の停止の期間を経過しない者
 - ・違法行為等についての処分の規定により社会保険労務士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前 30 日以内にその社員であった者でその処分の日から 3 年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

社会保険労務士法人の業務の範囲（法 25 条の 9）

【条文】

社会保険労務士法人は、社会保険労務士の業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。

- ①社会保険労務士の業務に規定する業務に準ずるものとして、厚生労働省令で定める業務の全部又は一部
- ②紛争解決手続代理業務

紛争解決手続代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がいる社会保険労務士法人に限り、行うことができます。

業務の範囲として、平成 27 年法改正により下記が追加されています。

【条文】

社会保険労務士法人は、「裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる業務」の規定により、当該社会保険労務士法人は、委託者に、当該社会保険労務士法人の社員等のうちからその補佐人を選任させなければならない。

社員の常駐（法 25 条の 16）

【条文】

社会保険労務士法人の事務所には、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会の会員である社員を常駐させなければならない。

社会保険労務士法人は、事務所をいくつ設置しても構いませんが、必ず社員（経営責任者）の常駐が必要です。

社員の競業の禁止（法 25 条の 18）

「社員の競業の禁止」には、社会保険労務士法人の社員として下記の禁止事項が記載されています。

（あくまで、「社員」とは、経営責任者のことです。）

①自己若しくは第三者のためにその社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行うこと。（個人として、社会保険労務士の業務を行い、報酬を得ること）

②他の社会保険労務士法人の社員となること。

（他の社会保険労務士法人の社員（経営責任者）になること）

社会保険労務士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属します。

社会保険労務士法人の解散（法 25 条の 22）

社会保険労務士法人は、次に掲げる理由によって解散します。

①定款に定める理由の発生

②総社員の同意

③他の社会保険労務士法人との合併

④破産手続開始の決定

⑤解散を命ずる裁判

⑥解散の命令

⑦社員の欠亡

社員（経営責任者）の死亡や辞任等

社会保険労務士法人は、上記③の「他の社会保険労務士法人との合併」以外の事由により解散した場合

解散した場合解散の日から 2 週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を經由して、全国社会保険労務士会連合会に届出

社会保険労務士法人の解説は以上です。

次に社会保険労務士及び特定社会保険士が扱えない業務に関して解説をしていきます。

社会保険労務士の扱えない業務



国又は地方公共団体の**公務員**として職務上取り扱った事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件については、その業務ができません。

- ・開業する前に公務員として働いていた際の事案を扱うこと等

特定社会保険労務士の扱えない業務



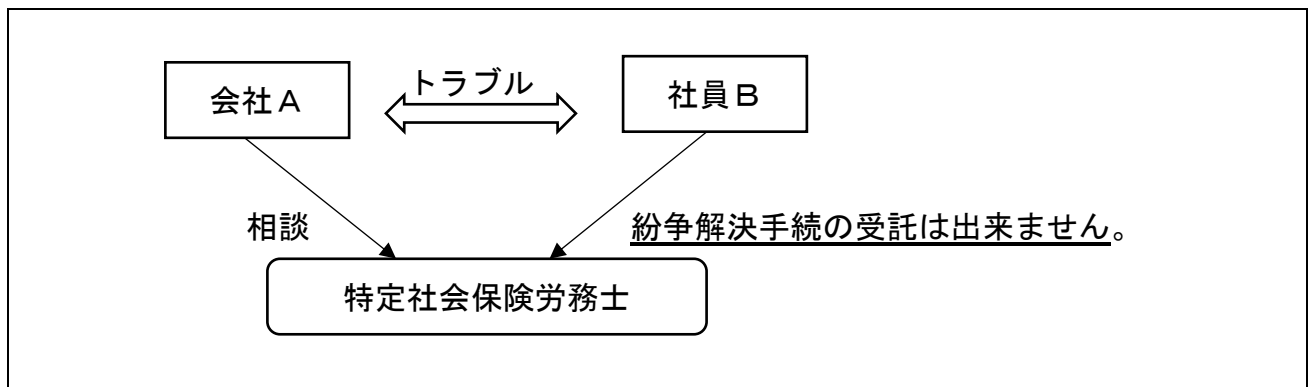
下記に関する紛争解決手続代理業務

- ①相手方の**協議**を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- ②相手方の**協議**を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく
と認められるもの
- ③受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

簡単に言うと前もって示し合わせが可能な「出来レース」のケースです。

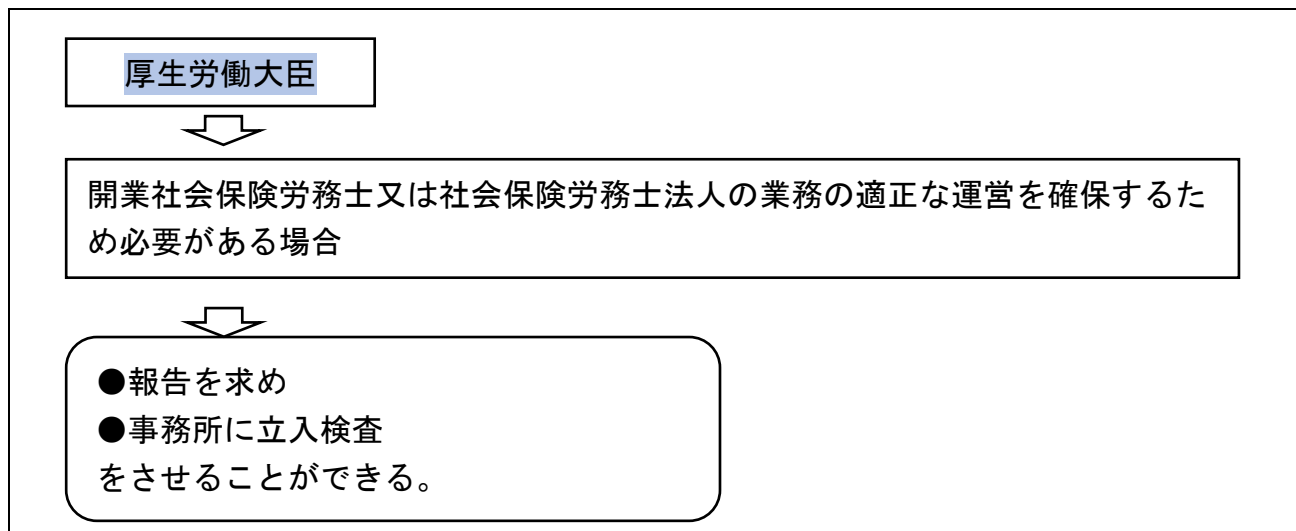
例えば、会社Aからあらかじめ、社員Bとの間のトラブルに関する相談を受け、アドバイスを
行なった場合、社員Bから紛争解決手続代理業務を受けることができません。

(会社Aから紛争解決手続代理業務を受けることは可能)



最後に、報告及び検査に関する内容です。

報告及び検査（法 24 条）



それでは、過去問を確認していきます。

過去問（H27年 3B）

【問題】

社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

【解答】正解

過去問（H27年 3B）

【問題】

特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理する場合の紛争の目的の価額の上限は 60 万円、特定社会保険労務士が弁護士である訴訟代理人とともに補佐人として裁判所に出頭し紛争解決の補佐をする場合の紛争の目的の価額の上限は 120 万円とされている。

【解答】誤り

（前半の論点） 単独の場合	120 万円
（後半の論点） 弁護士である訴訟代理人とともに補佐人として出頭	規定なし （上限なし）

過去問 (H27年 3D)

【問題】

社会保険労務士及び社会保険労務士法人が、社会保険労務士法第2条の2及び第25条の9の2に規定する出頭及び陳述に関する事務を受任しようとする場合には、あらかじめ依頼者に報酬の基準を明示しなければならない。

【解答】 正解

過去問 (H26年 6B)

【問題】

社会保険労務士は、所属する社会保険労務士会の会則を遵守すべき義務があり、会則の不遵守は厚生労働大臣による懲戒処分の対象事由となりえる。

【解答】 正解

過去問 (H25年 6C)

【問題】

社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に関する事務の専門家として業務の遂行に当たり相当の注意を払うべきことは当然であるから、注意義務を怠り真正の事実と反して申請書の作成を行った場合等についても、その責任を追及され、開業社会保険労務士の場合は、2年間の業務の停止の処分を受けることがある。

【解答】 誤り

2年間ではなく、1年以内の業務停止処分になります。

過去問 (H25年 6B)

【問題】 失格処分を受けると、当該処分を受けた日から5年間は社会保険労務士となる資格を有しないので、その者の登録は抹消され、社会保険労務士会の会員たる資格を失うこととなる。

【解答】 誤り

5年間ではなく3年間になります。

過去問 (H25年 6E)

【問題】

厚生労働大臣は、社会保険労務士に対し戒告の処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、その理由を付記した書面により当該社会保険労務士に通知しなければならないが、官報をもって公告する必要はない。

【解答】 誤り

厚生労働大臣が、懲戒処分（戒告、業務停止、失格処分）をした場合は、「当該社会保険労務士に通知」＋「官報をもって公告」

過去問 (H22年 9C)

【問題】

社会保険労務士となる資格を有する者が、社会保険労務士となるためには、全国社会保険労務士会連合会から免許を受けることが必要である。

【解答】 誤り

⇒全国社会保険労務士会連合会に備えられている社会保険労務士名簿に一定の事項を登録する必要があります。

過去問 (H17年 8A)

【問題】

全国社会保険労務士会連合会は、社会保険労務士の登録を受けた者が、2年以上継続して所在が不明であるときは、同連合会に設置されている資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。

【解答】 正解

過去問 (H17年 8E)

【問題】

社会保険労務士に対する懲戒処分は、戒告及び失格処分（社会保険労務士の資格を失わせる処分）の2種類である。

【解答】 誤り

⇒戒告、業務停止及び失格処分の3種があります。

過去問 (H22年 8E)

【問題】

社会保険労務士法人の解散及び清算は、厚生労働大臣の監督に属する。

【解答】 誤り

厚生労働大臣ではなく、裁判所になります。

過去問 (H20年 9E)

【問題】

社会保険労務士法においては、社会保険労務士である社会保険労務士法人の社員は、社会保険労務士法人とは別個の個人の社会保険労務士として、自己のためにその社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行うことはできないが、第三者のために当該業務を行うことは差し支えないとされている。

【解答】 誤り

第三者のために当該業務を行うことはできないので誤りです。

過去問 (H23年 10E)

【問題】

社会保険労務士が、社会保険労務士又はこれに類似する名称を用いた社会保険労務士でない者から事件のあっせんを受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させた場合は、社会保険労務士法第23条の2に違反したことになり、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられる。

【解答】 誤り

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

(完)